2　前項の場合においては、改正後厚年令第三条の二の二及び第三条の九の二、改正後国年令第四条の四、改正後昭和六十一年経過措置政令第二十条及び第七十条並びに改正後平成六年経過措置政令第十五条及び第十六条の規定は適用せず、改正前厚年令第三条の二の二及び第三条の九の二、改正前国年令第四条の四、改正前昭和六十一年経過措置政令第二十条及び第七十条並びに改正前平成六年経過措置政令第十六条の二及び第十六条の三の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正前厚年令第三条の二の二第三号	国家公務員共済組合法	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法
改正前厚年令第三条の二の二第四号	地方公務員等共済組合法（	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（
改正前厚年令第三条の二の二第五号	私立学校教職員共済法（	平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（
	国家公務員共済組合法	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法
改正前厚年令第三条の九の二第一号ロ	国家公務員共済組合法による	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付のうち
改正前厚年令第三条の九の二第一号ハ	地方公務員等共済組合法による	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付のうち
改正前厚年令第三条の九の二第一号ニ	私立学校教職員共済法による	平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付のうち
改正前国年令第四条の四第三号	国家公務員共済組合法	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年一元化法）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法
改正前国年令第四条の四第四号	地方公務員等共済組合法	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法

改正前国年令第四条の四第五号	私立学校教職員共済法第二十五条	平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第二十五条
	国家公務員共済組合法	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法
改正前昭和六十一年経過措置政令第二十条第三号	国家公務員共済組合法	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。以下同じ。）
改正前昭和六十一年経過措置政令第二十条第四号	新地方公務員等共済組合法	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。）
改正前昭和六十一年経過措置政令第二十条第五号	私立学校教職員共済法第二十五条	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。以下同じ。）第二十五条
	国家公務員共済組合法	例による平成二十四年一元化法改正前国共済法（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。以下同じ。）第二十五条
改正前昭和六十一年経過措置政令第三号	国家公務員共済組合法	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法
改正前昭和六十一年経過措置政令第四号	新地方公務員等共済組合法	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法
改正前昭和六十一年経過措置政令第五号	私立学校教職員共済法第二十五条	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条
	国家公務員共済組合法	例による平成二十四年一元化法改正前国共済法
改正前平成六年経過措置政令第十六条の二第一項第一号	国家公務員共済組合法又は第二十条第一項	、第二十条第一項又は第二十条の二第一項